

堺市立青果地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立青果地方卸売市場条例施行規則（昭和47年規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の取扱品目に、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（市場において取扱予定がないものを除く。）が含まれるときは、当該指定飲食料品等を市場内での掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。第16条中「ついて」の次に「、市場内での掲示」を加える。

第19条第1項及び第2項中「インターネット」を「市場内での掲示、インターネット」に改め、同条第3項及び第4項中「に掲示する」を「での掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第5項中「インターネット」を「市場内での掲示、インターネット」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 市長は、次に掲げる事項を市場内での掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - (1) 第4条第2項の規定に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
 - (2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。